

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	○			
	縮小	/			
	廃止	/			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	判断能力が十分でなく成年後見人の選任が必要と思われる知的障害者、精神障害者について、2親等以内の親族がいない場合あるいは親族に申立ての意思があるか確認して親族に誰も申し立てる方がいない場合、和歌山市長が後見人の選任を家庭裁判所に申立てする。必要な方については、今後も申立てをして行かねばならず、事業の拡大、縮小を任意に出来るものではない。コストについても申立てが必要な方が出れば、それに応じ一定の費用が生じるもので、コスト削減はできない。
「見直し」 「改善」案	当市では、市長申立ての場合のみ、申立て費用及び成年後見人等の報酬について、本人に資産が無い場合、助成している。他都市では、市長申立てで無い場合でも、申立て費用の助成を行っているところもあり、その助成の検討も必要である。しかし、制度は高齢者と一体であるので、市長申立て以外も助成するとなると、どれだけの支出増となるか全く見込めないため、慎重な対応が必要である。